説明書

1　趣旨

本業務については、県が管理する道路において冬期における安全な交通を確保する必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を公募するものである。

応募の結果、応募者がいない場合又は５の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件満足者」という。）がいない場合にあっては、広域振興局の土木部等の長が別途選定する者との随意契約手続に移行する。

応募要件満足者が２者以上いる場合にあっては、当該応募要件満足者を指名の上競争入札に移行する。

応募要件満足者が１者の場合にあっては、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する。

2　業務概要

(1)　業務名　　主要地方道盛岡横手線ほか猿橋地区ほか道路除排雪業務委託

(2)　業務内容　除雪延長　2.7km

(3)　履行期間　令和３年11月上旬から令和４年３月31日まで

3　業務目的

本業務は、県が管理する道路において冬期の安全な交通を確保することを目的とする。

4　業務の詳細な説明

別添特記仕様書のとおり。

5　応募要件

5－1　単独業者の場合

次の(1)～(3)のいずれも満たす者であること。

(1)　基本的要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項及び第２項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

イ　公示時において岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、公示時において岩手県から庁舎等管理業務に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。

ウ　提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。以下

同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ　令和３・４年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事若しくは舗装工事に登録されている者又は令和２年度・３年度庁舎等管理業務競争入札参加者名簿に清掃（道路・公園等）の資格者として登載されている者であること。

(2)　業務執行体制に関する要件

ア　次に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

（ア）　当該業務委託箇所の存する市町村（県南広域振興局土木部（北上土木センター西和賀出張所）管内に限る）に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第７条における経営業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有すること。

（イ）　当該業務委託箇所内において、過去５か年以内（公示日から起算して５か年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。以下同じ。）として岩手県が発注した道路除排雪業務の実績を有すること。

イ　当該業務全般を統括する技術者（以下「統括技術者」という。）として、(ア)及び(イ)の条件を満たす者又は(ア)及び(ウ)の条件を満たす者を配置できる者

（ア）　参加意思資格確認書の提出期限までに雇用関係にあること。

（イ）　過去５か年以内に元請として岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。

ａ　運転員

ｂ　連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

（ウ）　建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当すること。

ウ　特記仕様書で指定するとおり、運転員及び除雪機械等を配置できる者。

(3)　業務実績に関する要件

過去５か年以内に元請として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者

ア　岩手県が発注した岩手県が管理する道路の次に掲げるいずれかの維持修繕業務

（ア）　道路維持修繕業務（全面委託業務）

（イ）　路面損傷復旧業務（パッチング業務）

（ウ）　道路除排雪業務

イ　国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路の維持修繕業務又は維持修繕工事（アに掲げる業務に類似する業務又は工事）

ウ　岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事

(4)　（※その他広域振興局の土木部等の長が必要と認める要件がある場合には記載すること。）

５－２　特定共同企業体の場合

(1)　特定共同企業体を構成するすべての構成員が、５－１(1)、(2)ア及び(3)の要件を満たすこと。

(2)　特定共同企業体として、５－１(2)イ及びウ並びに(4)の要件を満たすこと。

(3)　特定共同企業体の結成については、岩手県道路除排雪業務委託に係る特定共同企業体試行要綱によるものとする。

６　説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法

(1)　説明書に対する質問受付期間

説明書の交付を開始した日の翌日から５日間（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第１

号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）

(2)　質問受付担当

９(1)に同じ

(3)　質問方法

書面にて６(2)あてに提出

(4)　回答方法

書面による回答をホームページに掲載

7　参加意思確認書について

(1)　作成様式

別添様式１又は様式２による。

(2)　記載上の留意事項

別添様式１又は様式２の注意書き等を熟読すること。

(3)　留意事項

ア　参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とすること。

イ　参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となること。

ウ　提出された参加意思確認書は返却しないこと。

エ　提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しないこと。

オ　提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出（応募者の自発的な申出により行われた場合に限る。）は認めるが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めないこと。

カ　参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること。

キ　応募要件を満たさない旨の審査結果通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第１号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、県南広域振興局土木部北上土木センター所長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができること。

ク　県南広域振興局土木部北上土木センター所長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第１号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）以内に、書面により回答するものであること。

8　契約成立要件

契約が確定するまでの間において、次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しないこと。

ア　法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から１年７月）を経過していないこと。

イ　法第28条第３項又は第５項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者でないこと。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　公告に定める要件を充足する統括技術者を配置できること。

カ　公告に定める要件を充足する実績を有すること。

キ　役員等（個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第５条第３号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

ク　ＪＶの構成員の一部について、上に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合においても、同じ取扱いとするものであること。

９　手続等

(1)　担当

〒024-8520　岩手県北上市芳町2-8　県南広域振興局土木部北上土木センター道路環境課

電　話　0197-65-2738

ＦＡＸ　0197-63-8378

(2)　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和３年９月30日17時00分　(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

10　その他

関連情報を入手するための照会窓口　９(1)に同じ。